

令和4年度 都道府県研修に係る担当者研修(前期)

厚生労働省 社会・援護局

地域福祉課生活困窮者自立支援室

就労支援専門官 佐藤 公治

令和4年度生活困窮者自立支援制度支援員研修について

令和2年度より、人材養成研修の一部を都道府県が実施することとなりました。国研修と合わせて自立相談支援事業等に従事するための大切な研修ですので、ぜひ実施いただくようお願いします。

また、これまでも地域課題に応じた研修など、任意の研修についても多くの自治体で実施しています。こうした任意の研修の継続、国研修に参加できなかった新任者等を対象とした基礎研修を含め、都道府県には人材を養成していく役割が期待されています。

都道府県で研修を実施することにより、管内市町村の支援員同士の横のつながりが生まれ、支援員のバーンアウトを防ぐことにも役立ちます。長期的には、支援員のネットワークづくり等の都道府県による市町村支援や支援員の負担の軽減につながるものですので、積極的に取り組んでいただきますようお願いします。

令和4年度の生活困窮者自立支援制度 各研修の位置づけ

国研修（前期研修）の位置づけ

- 対象者
これまでの国研修と同じく、支援員（自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業）に着任した初任者を対象とする。
- 研修内容
初任者向けの基礎的な研修と位置づけ、制度の理念や支援員の基本姿勢や役割などを伝える。



修了証要件を満たすための都道府県研修（後期研修）の位置づけ

- 対象者
原則として、国研修（前期研修）を修了した者が対象
なお、近隣自治体同士のネットワークや情報共有を目的の1つとしていることから、現任者や生活困窮者支援以外の支援員（生活保護、障害、介護、地域共生等）、自治体職員と一緒に研修を開催したり、既存の他分野の研修と合同で実施することも望ましい。
- 研修内容
実践的な学びを深め、近隣自治体同士の交流を深めることを目的とする。

※本日の主な説明は
修了証要件を満たすための
都道府県研修に係る内容

* 前期研修と後期研修の両方を受講した場合に修了証を発行。

従来型の任意実施の都道府県主催研修の位置づけ

- 対象者
 - ・ 研修内容に応じて都道府県が自由に設定可能。
 - 研修内容
 - ・ 新任者研修、経験者フォローアップ研修など。
- ⇒ 令和4年度以降も、各都道府県独自の研修として、引き続き実施されたい。

修了証要件を満たすための都道府県研修の要件

① 研修の実施方法の要件

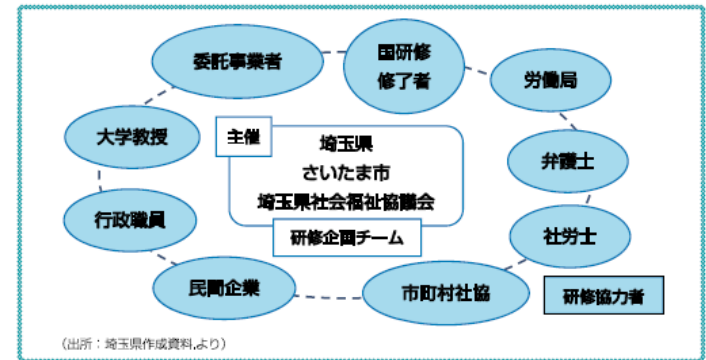
1. 参加型研修の形式を取り入れること

- 生活困窮者自立支援制度の支援員の中には、少人数や一人職場の支援員も多く、職場内で支援技術を向上したり、ノウハウを習得することが難しい人も多い。
 - このため、支援員から寄せられる意見として、他自治体の取組を知りたい、相談できる仲間を作りたいといった意見が聞かれる。
- ⇒ 座学中心の研修ではなく、事例検討やグループワーク、意見交換会等、受講者同士の交流を図ることができる参加型研修を導入することで、支援員同士の横のつながりを生み、「困った時に相談し合える」関係性を構築することが望まれる。

2. 研修企画チームをつくり企画・立案すること

- 都道府県職員だけでなく、国研修修了者及び県内の各種支援員や連携機関等とチームで研修を企画・運営する。
- ⇒ 現場の支援員とともに検討することによって、現場の実情に沿ったテーマが提案されたり、参加型研修が円滑に進むことが期待できる。また、研修企画チームを中心に、研修実施協力者を募っていくプロセスそのものが、「地域づくり」につながっていく。

図表2-8 研修企画チームをつくる（埼玉県の例）



(参考)「都道府県研修実施のための手引き」から引用

3. 制度の理念と基本姿勢を伝えること

- 日々の業務の中では振り返ることを忘れてしまうこともあることから、国研修(前期研修)を踏まえ、都道府県研修でも改めて制度の理念や基本姿勢に立ち返るようにすることが重要。
- ⇒ 研修を通して、支援員が制度の理念や基本姿勢を再認識できる機会を提供する。

② 開催時間の要件

- 開催時間は1日7時間で計10.5時間以上の開催とする。(カリキュラム例は7ページ参照)
 - 複数回に分けて開催し、計10.5時間以上とすることも可能。
- ⇒ 複数回に分けて実施することで、受講者同士の継続的な交流を図り、ネットワーク構築を円滑にする効果も期待できる。

◆実施上の工夫

- みずほ情報総研株式会社による、令和元年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立相談支援事業における都道府県研修実施のための手引」及び「生活困窮者自立相談支援事業における都道府県研修実施のための標準カリキュラム(2020年版)」を、研修の実施にあたっての参考とすることが考えられる。
 - 参照先 https://www.mizuho-ir.co.jp/case/research/pdf/r01konkyu2019_0102.pdf(手引き)
 - https://www.mizuho-ir.co.jp/case/research/pdf/r01konkyu2019_0103.pdf(カリキュラム)
- ・「生活困窮者自立支援情報共有サイト～みんなつながるネットワーク～」(一般社団法人全国生活困窮者自立支援ネットワーク)には上記の手引き等で示された各種教材データが掲載されており、活用いただきたい。
 - 参照先 <https://minna-tunagaru.jp/manabi/>
- 研修対象者は原則として国研修(前期研修)を修了した者としているが、現任者や生活困窮者支援以外の支援員、自治体職員と一緒に研修を開催したり、既存の他分野の研修と合同実施することは、
 - ・ 他部局との連携強化にもつながるものであり、自立相談支援窓口につながっていない生活困窮者を確実につなげることにつながる
 - ・ 研修を通して経験豊富な現任者が新任者へアドバイスをするといった関係づくりにつながるといった効果が期待できることから、人数規模にかかわらず、積極的に実施を検討されたい。
- 生活困窮者支援では「地域づくり」が重要な視点であることから、管内自治体内のヒト・モノ・コトの社会資源の開拓や、無い場合には新たに生み出していくための社会資源開発の手法など、地域づくりを進めるために必要なことを確実に学ぶことが重要である。そのため、管内自治体における社会資源の活用の現状を把握し、地域の実践者による講義・演習を実施するなど、地域の独自性を生かした研修内容とすることが望まれる。
- 研修内容は、各地域の人数規模や抱える課題、地域づくりの現状等により、望ましい研修のあり方が異なることから、研修企画チームにおいて多様な意見を取り入れるとともに、受講者アンケートの実施等により研修の振り返りを行い、適切な内容について検討を深められたい。

◆ブロック別研修について

- 令和2年度以降は、後期研修部分は各都道府県により実施することが原則であるが、修了証発行要件を満たす研修の開催が困難、もしくは予定が合わない等で都道府県研修に参加できない場合には、ブロック別研修の受講をもって後期研修の修了とすることも可能である。
- ブロックは、①北海道・東北、②関東・甲信越、③東海・北陸、④近畿、⑤中国・四国、⑥九州・沖縄を想定。
- ブロック別研修は、国の委託事業として「一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク」により実施。
- ブロック別研修も都道府県研修と同様に、本制度の理念を伝え、支援員同士の交流が図れるような研修カリキュラムとし、10.5時間以上の実施とする。
- 開催にあたっては、各都道府県ごとの輪番制を導入し、委託先と連携しながら幹事自治体を担っていただくことも想定しているが、開催に係る諸経費(会場費、講師旅費・謝金)は原則として国が負担する。ただし、研修受講者に係る旅費は、国研修と同様の取扱いとする。

修了証要件を満たすための研修における国・都道府県の役割分担について

【 国の役割 】



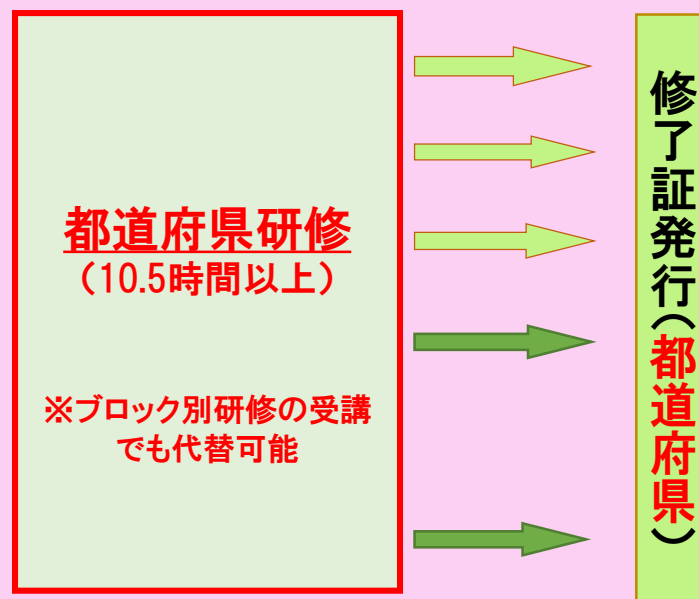
各 17.5時間程度

都道府県研修に係る担当者研修
【前期・後期】
(各150人:12時間程度)

テーマ別研修
【孤独・孤立、子ども・若者支援】
(各250人:12時間程度)

生活困窮者自立支援制度の体制整備に
向けた自治体担当者研修
(250人:6時間程度)

【 都道府県の役割 】



※ 就労準備支援事業従事者・家計改善支援事業従事者においては、都道府県研修参加は修了証発行要件ではないが、自立相談支援員と連携を強化するためにも参加することが望ましい。

※ この他、国研修を受講できなかった新任者等を対象とした基礎研修も実施されたい。

【参考】

令和4年11月に「第9回生活困窮者自立支援全国研究交流大会」（一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク主催）が実施予定のため、積極的に参加されたい。

修了要件を満たすための都道府県研修カリキュラム(例)

形態	テーマ(例)	内容
講義	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 生活困窮者自立支援や関係する福祉制度等についての行政説明・取組紹介 (生活保護、障害福祉、法テラス(法律相談)等) ◆ 社会資源の活用とネットワークづくり (各自治体の取組の現状について情報共有) ◆ 時勢に合わせたテーマ (8050問題、依存症対策等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・設定したテーマごとに最適な専門職や関係者が講師を担当する。(研修企画チームを中心として研修実施協力者を募っていくプロセスを意識すること) ・講義終了後に、グループごとに感想の共有をするなどの振り返りの時間を設け、受講者の考えを深めることが望ましい。
演習	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 相談支援の流れと支援手法について (実際の相談支援の流れのデモンストレーション) ◆ 支援困難事例の検討 (参加者がこれまでに経験した事例を元にする) 	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な事例を元に演習し、支援のあり方について考えを深める。なお、事例は参加者から事前に集めたものを元に構成することが望ましい。 ・個人ワークやグループワークを実施し、各自の考える支援策について意見交換。協力して支援プランを作成し、発表する等の方法が考えられる。
まとめ	研修全体のまとめ	<ul style="list-style-type: none"> ・グループワーク形式等により、「生活困窮者支援で今後取り組みたいこと」を自由に情報共有。 ・最終的に、持ち帰って実行したいことを参加者各自でまとめ、考えを深める。

<ポイント>

※上記内容はあくまで一案であり、上記構成を参考に、研修企画チームにおいて必要な研修内容を検討いただきたい。

- 都道府県研修は「実践的な学びを深め、近隣自治体同士の交流を深めること」を目的としていることを意識して、内容を設定すること。
 - ⇒ ・講義を実施する場合でも、座学のみで終わることなく、グループワーク等により受講した内容についての考えを深め、参加者間で意見交換する時間を設けるといった構成とすることが望ましい。
 - ・それにより、支援員同士が支え合うネットワーク構築を図ることが重要であり、支援員のバーンアウトを防ぐことにつながる。
- 生活困窮者自立支援制度の担当者以外も参加する場合には、特定の職種に偏ることなく、参加者みんなが活発に意見交換できる研修内容となるよう留意すること。
- 研修全体を振り返るためのまとめの時間をしっかり確保し、参加者間の関係づくりを促すとともに、参加者一人ひとりが今後どのように担当業務に学びを生かしていくか、考えを深める流れを丁寧に講じること。
- 時間数については10.5時間以上を要件としているところ、10.5時間は最低限度の時間数であることを踏まえて、研修目的や内容にに応じて必要な時間数を適切に確保されたい。

【参考1】新型コロナウイルス感染症の支援現場への影響

支援現場の状況

① 相談件数の増加（令和2年度）

- ・ 新規相談受付件数：約78.6万件（令和元年度の24.9万件的約3.2倍）、
- ・ プラン作成件数：約13.9万件（令和元年度の7.9万件的約1.7倍）

② 特例的な経済支援策

- ・ 緊急小口資金等の特例貸付（令和2年度）：約189.2万件（令和元年度の約1.0万件的約182倍）
- ・ 住居確保給付金の支給件数（令和2年度）：約13.5万件（令和元年度の約4000件の約34倍）
- ・ 生活困窮者自立支援金の支給件数（令和4年2月末時点）：約17.3万件

③ 新たな相談者層の顕在化や相談内容の複雑化

- ・ 個人事業主やフリーランス、外国人、若年層など、これまで相談窓口にあまりつながっていなかった新たな相談者層が顕在化。
- ・ コロナ禍では、3個以上の課題を抱える相談者が半数以上に増加しており、複合的な課題を抱える相談者が増加。



支援現場への主な影響

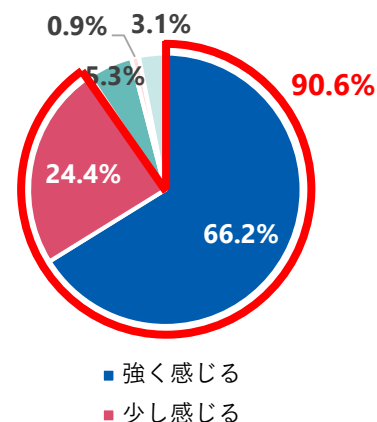
① 伴走型支援の実践が困難

- ・ 従来法が想定していなかった特例的な給付貸付事務に連日対応。
- ・ 令和2年度の調査では、90.6%の自治体が自立相談支援機関における本来業務の実施に負担や困難さを感じ、56.1%の自治体が、継続的な支援につながっていないケースがあると回答した。

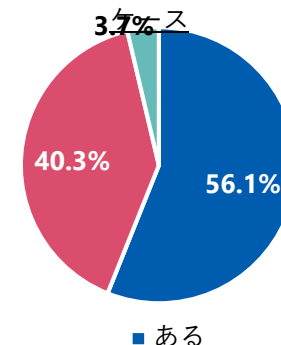
② 労働環境の悪化・人手不足

- ・ 相談員等の時間外労働が過重となっている社協は56.6%。（人口20万人以上の市では76.5%）※1
- ・ コロナ禍に伴う対応強化に向けて、支援員の負担が過大となっている自治体は79.6%、人員配置の充実が必要だが、増員等の予定がなかった（ない）自治体は29.8%。※2

本来業務実施への負担や困難さ



住居確保給付金の申請に係る相談のうち、プランを作成することが適切と考えられたが、継続的な支援につながっていない



※1 令和2年11月25日「社協が実施する自立相談支援機関の状況に関する緊急調査報告書」全国社会福祉協議会地域福祉部

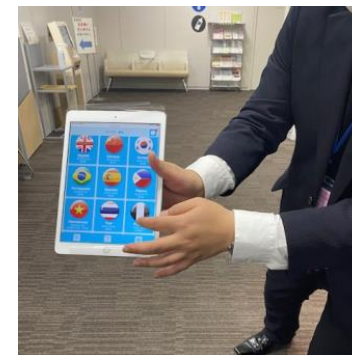
※2 令和2年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の実施状況の把握・分析等に関する調査研究事業報告書」（北海道総合研究調査会）

【参考2】新型コロナウイルス感染症の支援現場や国の対応

支援現場における対応

- **相談員等の加配による自立相談支援体制の強化**
 - ・ 相談者の増加に対応するため、35.8%の自治体において、支援員等の加配を実施。*
- **電話・メール・SNS等を活用した相談支援**
 - ・ 感染防止の観点から、対面での面談が難しくなったことから、39.2%の自治体において、電話・メール・SNS等を活用した支援を実施。*
- **個人事業主や外国人など新たな相談者層への支援**
 - ・ 持続化給付金等事業者向けの制度など、他制度も含めたパンフレットを配布。
 - ・ 通訳の配置、多言語対応のための機器購入等により、日本語を話せない外国人への支援を実施。
- **他の支援機関・支援団体との連携強化**
 - ・ 約半数の自治体が生活保護（福祉事務所）やハローワーク、社会福祉協議会、フードバンク活動団体等と新たに連携強化。
 - ・ 59.7%の自治体で社会福祉協議会やNPO法人等と連携した食料支援を実施。*
- **任意事業の活用**
 - ・ 住居を失った生活困窮者に対して、一時生活支援事業により宿泊場所を提供するとともに包括的な支援を実施。
 - ・ コロナ禍の影響により収入が減少した場合や、特例貸付を利用する場合などに、支出の見直しのために家計相談を実施。

※ 令和3年度社会福祉推進事業「新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた生活困窮者支援のあり方に関する調査研究事業」（北海道総合研究調査会）



国の対応

1. 経済支援策（緊急小口資金等の特例貸付、住居確保給付金、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金）
2. 生活困窮者自立支援の機能強化、NPO等民間団体と連携した支援（新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金、生活困窮者等支援民間団体活動助成事業）
3. 住まい対策の推進

【参考3】生活困窮者自立支援の機能強化事業

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金(都道府県等実施分) 62億円の内数
(令和3年度補正予算51億円 + 令和4年度予備費11億円)

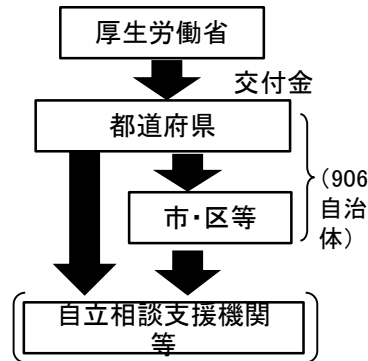
【要旨】

- 新型コロナウイルス感染症の発生を契機に、生活困窮者への支援ニーズが増大したことに加え、新たな支援層の顕在化や孤独・孤立問題の深刻化等、従来の支援ニーズよりも多様化している現状を踏まえ、民間団体独自の支援との連携や現場の職員が支援に注力できる環境整備等を図り、生活困窮者自立支援制度の機能強化を図る。

事業実施主体

都道府県・市・区等
(福祉事務所設置自治体、
906自治体)

補助の流れ



補助率

- ①～⑩ 国 3/4
- ⑪ 国 10/10

事業内容

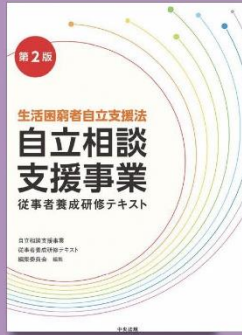
各自治体において、次の内容など、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた、生活困窮者の自立支援に関する必要な機能強化を行う。

- ① 支援策の多様化を目的としたNPO法人や社会福祉法人等との連携強化
- ② 自立相談支援員等の加配や、電話・メール・SNSなどの活用による等による自立相談支援体制等の強化
- ③ 自立相談支援員等が支援に注力できる環境整備や住居確保給付金の迅速な支給等の支援強化を目的とした事務職員の雇用などによる事務処理体制の強化
- ④ 住まいに関する相談支援体制の強化
- ⑤ 多言語対応のための機器購入、通訳配置等による外国籍の方への生活困窮者自立支援の実施
- ⑥ 各種事業や関係機関との連携強化やオンライン相談を目的としたタブレット端末等のICT整備
- ⑦ 子どもの学習・生活支援事業におけるオンライン支援の強化に係る貸出用タブレットの購入、インターネット回線の設置による遠隔地での学習支援やオンライン相談の実施等
- ⑧ 自治体の商工部門等と連携した就労支援
- ⑨ 新たな支援層への支援アプローチ手法の確立を目指した課題分析等のためのモデル的な支援の実施
- ⑩ その他自治体の創意工夫による自立相談支援等の強化に資する取組の実施
- ⑪ **生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォーム整備**
 - ・ 地域の実情に応じた生活困窮者支援の連携体制等を検討するプラットフォームの設置
 - ・ 支援ニーズの増大に対応した地域のNPO法人等に対する活動支援

生活困窮者自立支援法 自立相談支援事業 従事者養成研修テキスト

第2版

自立相談支援事業従事者養成研修テキスト編集委員会=編集



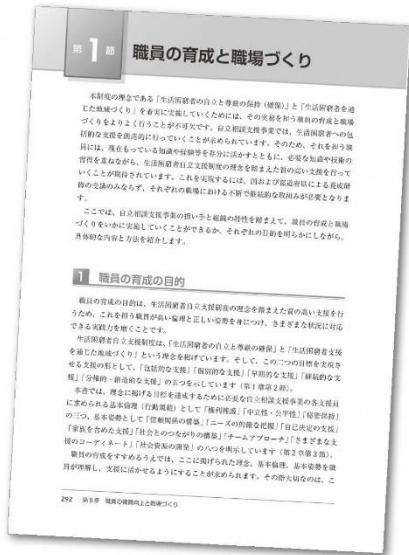
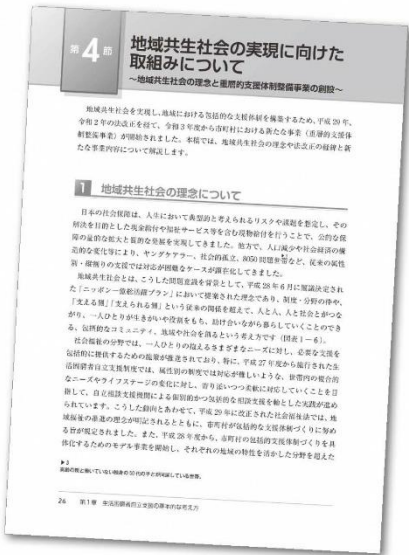
従事者養成研修のテキストとして、
相談支援担当者の学習用として
使用できます

「生活困窮者自立支援制度」の必須事業「自立相談支援事業」に従事する支援員の養成研修テキスト。相談支援に必要な専門的かつ実践的な支援の視点を収載。制度の仕組みを学ぶうえでも最適な1冊。第2版では、平成26年第1版の発行以降の法改正や社会状況の変化に対応した。

- 定価 3,300円(本体3,000円+税10%)
- B5判・416頁 ● 2022年5月発行
- ISBN978-4-8058-8497-3

目次

- 第1章 生活困窮者支援の基本的な考え方
- 第2章 生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業
- 第3章 生活困窮者支援に必要な視点
- 第4章 相談支援の展開
- 第5章 生活困窮者支援を通じた地域づくり
- 第6章 自立相談支援機関における就労支援
- 第7章 任意事業の展開
- 第8章 職員の資質向上と職場づくり事例掲載



『生活困窮者自立支援法自立相談支援事業従事者養成研修テキスト』が改訂されました。

本書は、自立相談支援事業に従事する各支援員のための養成研修テキストとして、制度の理念や各支援員に求められる倫理・基本姿勢、具体的な支援の方法などについて、実践的・専門的な視点から編集したものです。

都道府県研修を企画する担当者や企画チームの方々におかれましては、研修企画や県内自治体への支援にご活用ください。